

全柔連発第 26-0087 号
2026 年 4 月 21 日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 天野安喜子
(公印省略)

本連盟主催大会以外における国際柔道連盟試合審判規程改正に伴う
「有効」の取り扱いについて（通知）

拝啓 時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 1 月に国際柔道連盟により国際柔道連盟試合審判規程（以下 IJF 規程）の改正の公表があり、同年 1 月から開催される国際大会から実施となっております。

これに伴う本連盟主催大会への適用については、2026 年 3 月 17 日に発出しております「全柔連発第 25-0573 号」にてお示しの通りであり、先般開催された全日本選抜体重別選手権大会において初めて適用されました。

この IJF 規程の運用上の問題点について審判委員会において検証したところ、本連盟主催大会以外では、下記の通り、設備や条件等の様々な要因により公平性が保てないと判断いたしました。

○設備・条件面

- ・2 方向からのカメラ撮影とスロー再生機能（再生速度×0.1）を有するケアシステムが必須である。
- ・ケアシステム検証時間を短縮化するため、ケアシステム操作技量の向上が必要である。
- ・審判技能と経験差により判断の統一が困難であり、現行 IJF 規程に精通した審判員を講師とした審判トレーニングが必須となる。

○教育・安全面

- ・うつ伏せに近い技が「有効」となることから、引き手を持たずに片手だけで施す技が多用され、柔道本来の背中から着地させる技術の低下が危惧される。
- ・引き手を持たないことから投げの制御が困難となり、受傷リスクが高まることが危惧される。

つきましては、「有効」の基準は 2025 年の「有効」の基準を準用する等、主催団体と関係団体にて協議し、大会ごとで定めていただきたく、公平性および安全面にご配慮した運用へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 渡辺・多田・関口
電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp

以上